

延岡市島野浦島開発総合センター施設再整備基本構想及び基本計画策定業務委託 プロポーザル審査要領

1. 趣旨

「延岡市島野浦島開発総合センター施設再整備基本構想及び基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき実施されるプロポーザルにおいては、本審査要領に基づき審査を実施して受託候補者を決定することとする。

2. 審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザルの参加資格を認められた者のうち、指定期日までに実施要領 8.（1）に定める企画提案書等を提出した者に限る。なお、企画提案書等を提出した者が 1 者の場合でも審査は実施する。

3. 審査方法

延岡市島野浦島開発総合センター施設再整備基本構想及び基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（以下「審査委員会設置要綱」という。）に基づく審査委員会が、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションによる説明、質疑応答等を踏まえて審査する。ただし、提出された企画提案書等が実施要領「3. 参加資格要件」を満たさない場合は、審査を行わず失格とする。

4. 審査項目及び配点

別表第 1（以下「審査表」という。）のとおりとする。

5. プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については、次のとおりとする。ただし、日程等については、変更となる場合がある。

（1）実施日

令和 7 年 8 月 21 日（木）

※具体的な日時については、別途通知する。

（2）実施場所

延岡市社会教育センター（延岡市本小路 39 番地 1）

※具体的な会場については、別途通知する。

（3）実施方法

対面方式

※提出した企画提案書等の書類（副本）を用いてプレゼンテーションを行うこととする。ただし、当該書類画像の投映（市設備のスクリーン）を併用することは可とする。

（4）禁止事項

プレゼンテーション時の資料については、提出した企画提案書を使用するものとし、追加の資料の使用は禁ずる。なお、プレゼンテーションで使用する資料については、企画提案書に盛り込んでおくこと。

6. 受託候補者の選定方法

審査委員会設置要綱第 3 条に規定する委員長、副委員長及び委員（以下「審査員」という。）がそ

れぞれ採点を行い、次の選定順に従って順次受託候補者を選定する。ただし、全審査員の平均得点が6割に満たない場合は、要求水準を満たしていないとみなして、受託候補者として選定しないこととする。

なお、採点方法は、審査表中「業務実績」及び「提案価格」を除く審査項目ごとに別表第2（判定表I）に基づき5段階で判定し、評価点の合計で採点を行う。

【選定順】

- (1) 全審査員の合計点数が最も高い者
- (2) (1)が複数いる場合は、審査表中の区分「組織・体制に関する審査」に係る評価点について、全審査員の合計点数が最も高い者
- (3) (2)が複数いる場合は、審査表中の審査項目「業務実績」に係る評価点について、全審査員の合計点数が最も高い者
- (4) (3)が複数いる場合は、提案価格が最も安価な者
- (5) (4)が複数いる場合は、委員長による抽選で当選した者

7. その他

審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

別表第 1 (審査表)

| 区分 | 審査項目 | 審査基準 | 配点 |
|-----------------|-------------|---|-----|
| 業務内容に関する審査 | 業務の理解度及び整合性 | ・業務内容を十分に理解し、業務目的と整合性が取れているか。 | 10 |
| | 業務の実現性 | ・手法が具体的かつ明確であり、業務目的の達成が期待できるか。 | 15 |
| | 提案の独創性 | ・提案内容に独創性があり、発注者の有効活用が期待できるか。 | 15 |
| | スケジュール | ・確実に実施できるスケジュールであるか。 | 5 |
| 組織・体制に関する審査 | 実施体制 | ・業務を遂行するために必要な知識や実績を有する人材が配置されているか。 | 15 |
| | 業務実績 | ・本業務と過去 5 年間の同種又は類似業務との関連度合い | 20 |
| プレゼンテーションに関する審査 | 取組姿勢 | ・提案内容を分かりやすく説明し、質疑応答も明快かつ迅速であるか。 ・取組意欲や積極性が強く感じられるか。 | 10 |
| 提案価格に関する審査 | 提案価格 | ・配点×(最低提案価格/提案価格) ※小数点以下切り捨て | 10 |
| 合計 | | | 100 |

別表第 2 (判定表 I)

| 判定 | 判定の目安 | 評価点 |
|----|----------------------|--------|
| A | 極めて優れた具体的な提案がなされている。 | 配点×1.0 |
| B | 優れた具体的な提案がなされている。 | 配点×0.8 |
| C | 具体的な提案がなされている。 | 配点×0.6 |
| D | 抽象的な提案がなされている。 | 配点×0.4 |
| E | 評価すべき提案がなされていない。 | 配点×0.2 |

別表第 3 (判定表 II)

| 判定 | 判定の目安 | 評価点 |
|----|------------------------------|--------|
| A | 離島地域における同種業務の実績が 2 件以上ある。 | 配点×1.0 |
| B | 離島地域における同種業務の実績が 1 件ある。 | 配点×0.8 |
| C | 離島以外の地域における同種業務の実績が 2 件以上ある。 | 配点×0.6 |
| D | その他業務の実績が 1 件以上ある。 | 配点×0.4 |
| E | 離島以外の地域における同種業務の実績が 1 件ある。 | 配点×0.2 |

- ・同種業務とは、施設整備に係る基本構想又は基本計画の策定業務をいう。
- ・その他業務とは、離島地域における各種計画の策定業務をいう。
- ・「判定の目安」に記載する業務実績が複数ある場合は、評価点の高い判定で採点を行う。